

民生委員・児童委員の

ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

2025

3

March

特集

「民生委員・児童委員の選任要件に関する 検討会」の議論の整理をふまえた 今後の取り組みに向けて

文京学院大学 教授 中島 修

全国民生委員児童委員連合会事務局

- 〈実践事例紹介〉なりて確保と定着に向けた取り組みを考える 第10回

民生委員協力員のサポートによる民生委員・児童委員活動の推進

高知県 高知市布師田地区民生委員児童委員協議会

高知県 高知市三里地区民生委員児童委員協議会

- 全民児連NEWS

令和7年度『民生委員・児童委員の日活動強化週間』の
取り組みを盛り上げましょう!

- 知っておきたいハラスメント

インターネット上における人権侵害を防ぐために

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会

議論の整理をふまえた 今後の取り組みに向けて

令和6(2024)年6月に厚生労働省が設置した「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(以下、検討会)は、全民児連からも当事者団体の構成員として副会長2名が参加し、計4回の協議を重ね、検討会としての議論の整理を

とりまとめました。

本特集では、検討会設置の経緯と議論の整理の内容とともに、今後のなりて確保に向けた取り組み等について解説します。

検討会設置の経緯

厚生労働省「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(以下、本検討会)（座長 中島修）が4回の審議をふまえ、令和6年12月に検討会の報告書として『民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会における議論の整理』(以下、報告書)を公表しました。

令和5年の地方分権提案において、地方自治体より民生委員・児童委員(以下、民生委員)の選任要件のうち「居住要件」の緩和が提案され、同年12月の閣議決定において、「民生委員・児童委員の選任要件(民生委員法第6条1項及び児童福祉法第16条)の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共

検討会の経緯・結果と

今後の民生委員・児童委員

制度・活動の方向性

文京学院大学 教授 中島修



団体、関係団体等の意見を踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされ、本検討会の設置に至りました。

検討会の審議内容と結果

民生委員を選出するためには、民生委員法第6条1項と児童福祉法第16条において、当該市区町村の選挙権(満18歳以上、3か月以上市区町村の区域に住所を有する者など)を有する者であることが要件とされており、その緩和の是非が審議されました。

本検討会では、4つのケースが審議され、法改正を行わないで現行制度の範囲内で行われるケース1の「任期中途中で転居に至ったケース(残期間のみ)」が新たに認められる案が報告書において示されました。

これは、現職の民生委員が、転居する直前まで担当する区域において、地域住民の一人として担当区域内の住民の支援を実施していたケースで、「民生委員として具備すべき地域の実情に通じていること」、「民生委員の業務を理解し実践してきていると認められること」から、転居後においても、近接地域に居住し、職務の遂行に支障がなく、本人に継続の意向があり、地域住民や当該区域の民児協等の理解が得られる場合には、残期間については、継続して民生委員として認める(一律に退任を求める取扱としない)というものです。詳細は、後述の全民児連事務局執筆内容も参照ください。

本検討会の議論において、地方公共団体からは、前回一斉改選時に1万5000人の欠員が生じたことをふまえ、さまざまな意見が寄せられました。一方で、全民児連を中心とした民生委員当事者からは、法改正を望まない多くの声があり、今回の結果は、その考え方を尊重した審議結果といえます。この考え方は、**民生委員の隣人愛**

特集 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」の議論の整理を踏まえた今後の取り組みに向けて

に基づいた考え方を基礎としたものであり、**地域のつながりを尊重**したものです。あらためて、民生委員の地域活動の意義について光があたり、多くの人びとの関心を呼ぶこととなったといえます。

今後の課題（制度・活動の方向性）

残された課題としては、町内会・自治会の加入率が低下しているなかで、全国の多くの市区町村で町内会・自治会の推薦によって民生委員が選出されている実態の検討であるといえます。民生委員推薦会だけではなく、任意設置である「推薦準備会」を町内会・自治会がない、あるいは加入率の低い地域で活用していく案について、検討会構成員から前向きな意見が多く寄せられました。

民生委員の確保は、都市部のみでなく、過疎高齢化が深刻な地域においても困難となっています。今回の議論を都市部のみ議論とせず、日本全体の課題として考え、地域の事情に通じている人材を多様な視点から選出することが今後の課題であると考えます。

制度・活動の充実に向けた 継続的な検討に向けて

全国民生委員児童委員連合会 事務局

**地方分権提案の
背景となりて確保**

今回の地方分権提案の背景には、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避、就業率の上昇などにより、地域福祉活動の担い手が不足し、民生委員・児童委員（以下、民生委員）の欠員に歯止めがきかない状況があり、とくに昼夜間人口比率の低い東京都の特別区長会から提案されたものでした。なりて確保の問題は、もちろん都市部だけではなく、全国的に対応が急がれる重要な課題です。

現在、国がめざす「地域共生社会」の実現に向け、各自治体において地域ぐるみの包括的な支援体制づくりがすすめられています。この「地域共生社会」は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、

地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会と定義されています。

制度や分野ごとの「縦割り」を越え、地域住民や地域の多様な主体が参画して課題を発見し、解決につなげていくという地域づくりは、まさに民生委員の行ってきた地域福祉の推進の目的と相通ずるもので、その役割と機能の発揮にますます期待が高まっています。

一方で、対応が困難な地域生活課題は山積しており、委員活動における負担軽減についても具体的な対策を講じなければなりて確保が困難になるとともに、委嘱された委員の活動の継続・定着にも影響が生じるといえます。



検討会までの全民児連の対応

検討会が設置される以前、令和5年地方分権提案が行われた段階で当事者である全民児連としては、民生委員の基本的性格が損なわれることのないよう厚生労働省等と連携しながら対応を図っていく必要が生じました。都道府県・指定都市民児協に対しては、令和6年7月27日、「地方分権改革に関する提案募集に係る対応について」（全社民生発第62号）を発出し、地方分権提案の内容と全民児連としての基本的な考え方を提示・共有しました。

◆地方分権改革に関する提案に対する本会としての基本的考え方

「民生委員・児童委員の選任要件の緩和について」

○民生委員は、自らがその地域に

居住する住民の一員として、「よき隣人」であることを基本とした存在であることに照らし、適当と言い難く、反対である。

（具体的課題）

▼民生委員は、地域の身近な相談相手として、日中のみならず夜間においても、また土日祭日を含めて住民ニーズに対応しているが、在勤者の場合、緊急時を含め即応することが困難なことが想定される。

▼在勤者の場合、転勤・異動等により短期間で民生委員を退任せざるを得ない状況が生じること想定されるため、住民との信頼関係構築を含め委員活動の継続性に課題がある。

▼民生委員の役割として法定化もされている、行政等から依頼される各種状況確認は、地域に居住する住民の一員だからこそ可能といえる。

▼自治会・町内会を基盤に推薦されることが基本だからこそ、民生委員に対し多くの個人情報提供され、また所持することについて住民から許容されている

と考える。

検討会にて共有・確認できたこと

検討会において地方分権提案を行う構成員からは、地域における候補者採しの選択肢を増やすという観点から、居住の有無にかかわらず民生委員として適任者であることを各自自治体で判断できるように、地方の裁量権を拡大することを望む声がありました。

それに対し、全民児連を含めた民生委員当事者の構成員からは、民生委員が地域住民の一員として活動する意義と重要性に鑑みれば、国の統一した制度の本質的な部分を守り続けるために民生委員法第6条で規定されている居住要件を緩和してはならないと反対の立場をとりました。

その結果、令和6年10月16日に開催された第3回検討会において、対象とすべき居住要件の緩和の具体例（下図・ケース1～4）が示され、それぞれにおいて、具体的な支障や懸念事項、必要な条件や留意事項について協議が行われま

した。その後、第4回検討会に「議論の整理」案が提案・承認され、ケース1について措置する最終的な対応の方向性が取りまとめられたことは、前半の中島修座長の寄稿にもあるとおりです。

ケース1についても、まずはその地域に居住する者から民生委員を選出するよう努め、それが困難な場合であるといった一定の条件を満たすこと、さらに残任期間のみに限って委員活動が継続できるものとするようになりました。

◆活動を継続するための一定の条件

①任期途中で転居する民生委員が生じた際、まずその地域に居住する者から民生委員を選出するよう努め、その上でなお居住者からの選出が困難な場合であること。

②転居する民生委員が、（ア）転居後も近隣地域に居住していること、（イ）本人に民生委員として活動を継続する意向があること、（ウ）活動に支障が生じないこと、

居住要件の緩和の具体例ーケース1～4

ケース1	任期途中で転居に至ったケース（残期間のみ）	現職の民生委員が、転居する直前まで担当する区域において、地域住民の一人として担当区域内の住民の支援を実施
ケース2	居住の実態があるケース（親等の介護等）	別の市区町村に住民登録を行っている者が、例えば、担当区域を有する市区町村に親や親戚が現在居住し、親等の介護や身の回りの世話するため、一定期間以上、当地に居住し生活している場合
ケース3	地域に根付いた在勤者のケース①（自営・地縁組織加入）	近接地域に居住しているが、長年、担当区域を有する市区町村において自営業など労働時間が裁量的な職業に就いている場合で、当地において自治会などの地縁組織に加入するなどし、継続的に担当区域に関わり地域の実情に通じている場合
ケース4	地域に根付いた在勤者のケース②（管理人等の業務に従事）	担当区域を有する市区町村に居住していないが、集合住宅の管理人等として従事

特集 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」の議論の整理を踏まえた今後の取り組みに向けて

のすべてに該当すること。その際、（ア）の「近隣地域」の範囲については、原則、民生委員として活動する担当区域が属する市区町村に隣接する市区町村（隣接市区町村が隣接都道府県に属するときを含む）とするが、地理的に隣接していることを持つて一律に判断するのではなく、道路網や公共交通機関の整備・運行状況、生活圏の形成状況などを勘案し、実際に民生委員活動を支障なく行えるかの観点も踏まえ総合的に判断するものとする。

③①・②に該当するかどうかについて、転居する民生委員が活動していた区域の民生委員協議会等の意見を聴取した上で、市区町村または民生委員推薦会において、地域の実情にに応じてその適否を判断すること。なお、①・②は転居後も民生委員としての活動を例外的に認める場合の条件であり、これらに該当するかどうかについては、様々な視点から十分な検討が求められることから、民生委員推薦会に

においてこの判断を行う場合は、広く各分野から委嘱された多様な委員構成の下で検討を行うこと。

ケース1については、新たな候補者ではなく、居住要件を満たしている現任委員を対象にしているところが他3つのケースと大きく違うところがポイントになります。これは、なりて確保に向けた対応の必要性とともに本会が主張してきた地域住民の一員として活動する民生委員制度の本質的な部分の重要性にも配慮した結果とみることでできます。

今後の取り組みに向けて

今回の検討会は、民生委員のなりて確保の厳しい現状の認識とともに、民生委員の多様な役割と多岐にわたる活動内容を正しく理解する契機につながる点で意義があったといえます。100年以上の長きにわたる民生委員制度の持続可能性の観点からも、民生委員児童委員信条にある「隣人愛をもつて、社会福祉の増進に努める

こと」や、自らも住民の一員として活動する「住民性の原則」など、今後の取り組みに向けて再認識する本質的なことがあります。

検討会の構成員として参加した全民児連としては、民生委員の欠員は、各自治体での選任の手順・方法・取り組み等、運営上の問題があり、新たななりて確保策を講じるとともに、早期の退任を防ぐことが重要であることを主張しています。今後も委嘱された民生委員がやりがいをもって長く活動を続けられるよう、負担軽減および活動環境の改善に向けて、引き続き厚生労働省等を含めた関係者との検討・調整等を行っていく予定です。

民生委員・児童委員活動の ③ 原則

住民性の原則

自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。

継続性の原則

福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要です。民生委員・児童委員の交替が行われた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。

包括・総合性の原則

個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行います。

定例会で話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

①「住民性の原則」 など民生委員固有の活動原則や本質的役割を再確認しましょう。

②時代や地域社会の変化に合わせた民生委員の活動方法 などについて考えてみましょう。

実践事例紹介

なりて確保と定着

に向けた
取り組みを考える

第10回

民生委員協力員のサポートによる 民生委員・児童委員活動の推進

高知県 高知市布師田地区民生委員児童委員協議会

会長 徳弘 朋子

高知県 高知市三里地区民生委員児童委員協議会

会長 池永 彰美



高知市民生委員協力員制度の概要

高知県高知市（以下、本市）では、民生委員・児童委員（以下、民生委員）の負担軽減となりて確保を目的に令和元年12月1日から「民生委員協力員（以下、協力員）制度」を導入しました。

協力員は、単位民児協会長が推薦し、民生委員の指示・指導のもと、活動の補助や単位民児協が主催する行事の運営等への協力を行います。

協力員を必要とする場合、民生委員と一緒に活動するうえで信頼できる人を協力員候補者として会長に打診することができます。なお、令和6年12月1日現在で、協力員は31人であり、なかには、民生委員のOB

等も委嘱されています。

委員活動における困りごと

本市の民生委員の現員数は、678人（うち、主任児童委員数53人）で充足率は91%です（令和6年12月1日現在）。参考までに、本市内には27の単位民児協があり、そのうち、布師田地区（徳弘会長）ならびに三里地区（池永会長）は欠員なく、充足率は100%です。

高知市内の民生委員の現状として、最近では、フルタイムで働く方が増えており、平日の委員活動が難しい状況にある方もいます。

また、期の浅い委員や新任委員には、民生委員の活動範囲に悩む方がいて、遠慮等もあり、会長や他の民生

委員に相談できず、自分で判断して行動してしまう場合もあります。

その他、たとえば市内の地区によっては、マンションも多く、世帯状況の把握が困難になつてきているとの課題もみられます。

民生委員協力員によるサポート

前述のような困りごとに対し、協力員がいることで、たとえば、平日フルタイムで働く民生委員にとつては、担当地区内で何か気になることがあれば、協力員と相談・連絡を取り合うことで、早期対応やトラブル等の未然の防止につながります。

期の浅い委員や新任委員においては、たとえば、民生委員OBが協力員の場合、同行訪問によるサポートや活動上の困りごとへの定期的なアドバイスを得ることで、心理的な負担感を軽減でき、活動のしやすさにつながっています。その他、マンションが多く世帯状況の把握が困難なケース等については、日ごろから協力員がもつ情報やネットワーク等が役立つことが多く、民生委員だけでなくその対応に悩まないで済むことも協力員がいるメリットだと思います。

このように、協力員がいることで「見守りの目」が増えることは、何ら

かの活動の困りごとを抱える民生委員にとつて非常に有効です。

また、本市の協力員制度では、協力員にも民生委員と同等の守秘義務が課されていますので、活動上で知り得た情報の適切な取り扱いが可能なことは、民生委員にとつても安心につながります。

新たななりてや今後の円滑な活動につなげるために

本市では、これまでに28人が協力員から民生委員になっています。

実際に、協力員が民児協の定例会に参加するなどし、民生委員の活動や役割をよく知ったことで、民生委員になる決意をされた方がいます。

このように、まずは協力員からスタートして、民生委員のことをよく知ってもらうことが、これからのなりて確保に有効であると感じます。

また、協力員と活動するうえでの留意点としては、対等な立場でありつつも、制度的には異なる立場のため、どの程度のことであればサポートしてもらえるかといった、一定のルール化も重要と考えています。このあたりは、行政や民児協内で協議のうえ、参考にさせていただくことをおすすめします。



令和7年度

『民生委員・児童委員の日活動強化週間』の 取り組みを盛り上げましょう！

「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」は、「民生委員・児童委員の日」である5月12日から1週間を「活動強化週間」とし、民生委員・児童委員活動周知のための取り組みを強化する期間としています。

全国の民生委員・児童委員が組織的にPR活動を一齐に展開することで、住民や関係機関・団体に民生委員・児童委員の存在や活動を知ってもらい、さらなる理解を得ることをめざすものです。

5月12日は「民生委員・児童委員の日」として、一般社団法人日本記念日協会により記念日登録（認定）されています（令和6年3月28日登録）。記念日も意識し、全国の民生委員・児童委員が組織的にPR活動を一齐に展開し、取り組みを盛り上げましょう。

実施期間

令和7年5月12日(月)
～5月18日(日)

※地域の状況によって期間の延長等を行っても構いません。

一斉取り組み日

令和7年5月18日(日)

※活動強化週間中の日曜日を一斉取り組み日と設定しています。

令和7年度の取り組みにおける 3つの視点

① 民生委員・児童委員を 「正しく」知ってもらう

地域住民をはじめ、関係機関・団体等に正しく理解してもらい、住民等との関係づくりを強化することをめざします。

たとえば、

- ・厚生労働大臣によって委嘱されたボランティアであること
- ・地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役であること
- ・法律上の守秘義務を有しており、安心して相談できる相手であること

これらは一般の住民にはあまり知られていないため、民生委員の基本情報や役割について積極的に伝えましょう。

② 地域の福祉課題に関心を もってもらう

民生委員・児童委員だからこそ知っている地域の福祉課題を広く住民等に訴え、理解者を増やすとともに、地域全体で解決に取り組むことを呼びかけましょう。

- ・誰も孤立しない地域をつくる
- ・高齢者に優しいまちをつくる
- ・まち全体で子どもたちを見守り、育てよう

といったスローガンを掲げることが考えられます。

③ 孤独・孤立対策強化月間（5月） 等を意識し、関係機関との連携を 深める

「孤独・孤立対策強化月間」（5月）では、民生委員・児童委員と、老人クラブ、社会福祉法人（社会福祉施設）、社会福祉協議会が一体となった全国キャンペーンを実施します。また、左記のねらいを念頭に、同時期の「春のこどもまんなか児童福祉週間」（5月5日～11日）も意識し、「民生委員・児童委員の週間」にあわせた活動を展開しましょう。

- ・地域における孤独・孤立対策や、児童福祉への意識を高める
- ・民生委員・児童委員活動に対する関係機関の理解を得るとともに、連携を深める機会となる

単身世帯や単身高齢者の増加などにより、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されています。今後の取り組みに向けて、新たなつながりや連携先をつくり、協力し合う体制づくりに全国キャンペーンを有効活用しましょう。

全民児連では、PR活動に資するグッズの販売・頒布をしておりますので、積極的にご活用ください。

※詳しくは、全民児連ホームページをご確認ください。



インターネット上における人権侵害を防ぐために

東京都福祉人材センター 登録派遣講師 小嶋 洋昭 氏

インターネット上における人権侵害の実態

令和6年版情報通信白書（総務省）によると、個人のインターネット利用率は86.2%と高い割合を示すなか、インターネット上における人権侵害が社会問題となっています。

法務省によると、令和5年の人権侵犯事件として救済手続を開始した8,962件のうち、インターネット上の人権侵害件数は1,824件（約20%）にのぼります。

被害の実態として、SNS等における特定個人を対象とした誹謗・中傷、外国人・障がい者・同和問題（部落差別）等に関する差別的な書き込みや、個人情報の掲載によるプライバシーの侵害などが発生しています。

青少年を取り巻くネットハラスメント

なかでも、インターネット利用率が98.7%と高い青少年（令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査）においては、加害者にも被害者に

もなる以下のような事例が発生しています（総務省「我が国における青少年のインターネット利用に係る調査」2024年6月より）。

〈加害者（の一人）になった事例〉

- ・クラスの女子生徒が盗撮された写真がSNSで拡散され、自分を含めた、それを見た人たちが悪口を言っていた。結果、その女子生徒は登校拒否気味となってしまった。

〈被害者になった事例〉

- ・SNSのダイレクトメッセージを通じて名前や住所等の個人情報の入力を促された。

インターネット上での人権侵害を防ぐために

とくに、社会全体で（地方自治体の義務として）保護育成等をする必要のある青少年においては、民生委員・児童委員（以下、民生委員）や主任児童委員も地域のなかでの重要なキーパーソンだと考えています。子どものインターネット上での人権侵害事例があれ

ば、その内容を関係者等と共有し合い、学校・家庭・地域での見守り等の対策を協議することが大切です。

一方で、自身がインターネットを利用するとき「直接人と接するとき」と同じようなルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することを意識することが重要です。

また、匿名の発信であっても個人が特定されてしまう場合があることや、発信した情報が広く拡散されたり、批判が殺到する（いわゆる「炎上」）ことがあるなど、インターネットの危険な側面も理解して利用することが必要です。

最後に、インターネット上でのトラブルに遭遇したり、地域住民から相談を受けた場合は、つなぎ先として、以下の人権相談窓口があります。

●人権相談窓口（例）

法務局：インターネット人権相談受付窓口
総務省：違法・有害情報相談センター
警察庁：インターネット・ホットラインセンター

民鏡



渡邊 正人

鹿児島県民生委員児童委員協議会
会長・本誌編集委員

▼令和9（2027）年に新制度への移行が決定している「技能実習制度」による国際的な技術交流が平成5年から30年以上続きました。多くの外国人が日本での実習を通じて専門技術を習得し、母国の発展に寄与しています。また、異文化理解や国際的な絆を深める役割を果たしました▼このようななか、令和6年11月に、鹿屋市串良町民児協では、技能実習生を受け入れている事業所と鹿屋市社協との共催により「ワールドサロン」を開催しました。技能実習生と民生委員の交流を通じて、相談しやすい関係を構築することが目的です。同サロンでは、グラウンドゴルフを行い、その後の意見交換会などでは、技能実習生から「今後このようなつながりが欲しい」という意見が寄せられました▼私たち民生委員は、地域の多様な住民の相談に応じ、自立を援助する役割を担っています。今後制度が変われど、日本で活躍する外国人の方がたを応援し、地域住民とのつながりがもてるように努めたいと思います。

民生委員・児童委員の

ひろば 3月号 2025 March

令和7年3月1日発行
（毎月1回1日発行）第861号
昭和31年5月18日
第三種郵便物承認

●発行所／全国社会福祉協議会
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2
電話03-3581-6747

●発行人／池上 実
●編集人／平井 庸元
●定 価／1部10円（購読料は会費に含む）

ホームページを
ご活用ください

☆民生委員・児童委員専用ページ
をご覧いただくためには、次の
パスワードを入力してください。

パスワード 20131201

ホームページの
ご案内



全国民生委員児童委員連合会のホームページ
全国民生委員互助共励事業のホームページ

お知らせ

令和7年度「こどもまんなか 児童福祉週間」
（5月5日～11日）の標語が決まりました！

「いつだって まんまるまんなか こどもたち」
（村田 六花さん 18歳 兵庫県）

同時期の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」
にあわせ、地域における児童福祉への意識を高める
ための活動を展開しましょう。

全民児連 で検索
互助共励 で検索

